

# 刑法総論

内田幸隆 = 杉本一敏

2019年11月発売/294頁/本体2000円+税  
A5判/並製



Book Information

編集  
担当者  
から

刑法は、たとえるならば、深い森。一見簡単に抜けられそうでも、総論の根が張り各論の葉が生い茂るなか、呆然と立ち尽くす学習者が続出します。えっ、何これは。道とか見えないんだけど……。

本書はそんな人に、森の地図として、全体像とルート——つまり犯罪が成立するか否かの判断枠組みを示します。豊富な具体例から解説が始まるので、イメージを持ちつつ刑法の理解に欠かせない抽象的な考え方や理念まできちんとつかむことができます。この地図は小さいのに欲張りで、脇に広がる道(初回は避けても大丈夫)も描かれ、豆知識やお菓子もついてきます。それぞれ何を指しているかは、是非その目で確かめください。

本書を読み終えた時、手元には自分だけの地図ができていでしょう。地図は歩くたび更新されます。刑法を一通り修めた後で、論点整理や復習のために周回することもおすすめします。(G&O)

Point!  
P

分かりやすい記述と学習支援のツールが、体系の理解をサポートします。

### 1 総説

**○A 事案 7-1**  
Xは、Yと並ぶ口を犯して大勢の人を殺害する計画を立て、さらに凶器準備を製造した。その後、Xは、深夜に凶器準備を地下鉄入口付近に設置し、朝の通勤時間帯に発射するようタイマーをセットした。兇器爆弾がタイマーに達して発射したところ、その付近にはAは重傷を負い、その後、病院に運ばれて治療を受けたが、数日後に死亡した。

**○A 事案 7-2**  
CASE 7-1 で設置した凶器爆弾に思わぬ火災は、Xが誤って誘発したものであり、実際に爆発することはなかった。

**○A 事案 7-3**  
CASE 7-1 で設置した凶器爆弾が実際に爆発したことを利用したXは、無秩序自らの行為として大混乱を引き起こしたと認め、爆発の負傷者Bの救護を行った。そのためBは重傷を負ったが死なずに済んだ。

**CASE 7-1**では、実際にAが死亡してはじめて殺人罪の既遂となるが、この段階において殺人罪の未遂が認められるか問題となる。

さて、結果不発生の事例においては、結果発生の可能性(危険性)がそもそも存在しない**不能犯**(⇒3)と、それが存在する広義の未遂犯がある。広義の未遂犯には、行為者の意思によって犯罪の実行を取りやめた**中止犯**(⇒4)と、行為者によって意外な障害によって既遂に至らなかった狭義の未遂犯(**障害未遂**) (⇒2)がある。例えば、CASE 7-2では、凶器爆弾が爆発する可能性がなかったことから不能犯と認められるが、CASE 7-3では、Xの救護活動によって被害者Bに死の結果が発生しなかったことから殺人の中止犯となるかが問題となる。

### 2 犯罪の発展段階

未遂犯に対して、実行の着手よりも前の段階において、犯罪実行のために2人以上の者が相談して計画をめぐらし合意を形成する(謀議をする)ことを**陰謀**、犯罪実行のために準備をすることを**予備**という。したがって、犯罪は、陰謀→予備→未遂→既遂という発展段階をたどることになる。具体的には、CASE 7-1では、殺人罪において陰謀自体は処罰の対象となっていないが、XがYたちとテロを起こす計画を立てた点を捉えて陰謀罪を認められることである。次に、Xが、テロを起こすために凶器準備を製造することで、殺人予備犯が成立する。

**CHART 7-1** 犯罪の発展段階

192 ● CHAPTER 7 未遂犯

目次 | 193

※目次は、小社ウェブサイトの本書のページをご覧ください。  
※各論も鋭意制作中!

